

## 工作物石綿事前調査者講習会実施要領

### 1 目 的

令和8年1月1日以降着工の工事から、一部の工作物の改修・解体工事には『工作物石綿事前調査者』による事前調査が義務となったため、この業務に携わる調査者を確保するための講習会を実施する。

- 2 主 催 (一社) 山梨県管工事協会  
(一社) 山梨県電設協会  
(一社) 山梨県冷凍空調設備保安協会

- 3 開 催 日 令和7年12月8日(月)・9日(火) 2日間

- 4 開催場所 小瀬スポーツ公園武道館 第1会議室  
甲府市小瀬町840  
☎055-243-3115

- 5 受講予定者数 約100名

- 6 受講料 会 員 (主催団体会員及びその従業員) 48,000円 (税込み)  
非会員 ( 上記以外の者 ) 53,000円 (税込み)  
※ 使用テキスト代込み

- 7 講 師 (株)東京技能講習協会 講師

### 8 主な受講資格

- ① 石綿作業主任者技能講習修了者
- ② 建築に関して11年以上の実務経験を有する者 等

- 9 講習内容・日程 別添『工作物石綿事前調査者講習カリキュラム』参照

- 10 修了考查 工作物石綿事前調査者は、当該講習を受講し修了考查に合格する必要があります。

以上